

納税証明書の 種類と交付請求手続

金融機関での借入れ等、納税者の信用力や資力などの重要な資料として納税証明書が利用されています。

今回は納税証明書の種類と交付請求手続の実際についてまとめてみます。

1. 納税証明書の種類

証明する内容によって次の4種類に分けられます。

①納税証明書(その1)

納付した税額等を証明する書面で一般的なものです。

②納税証明書(その2)

所得金額の証明をします。個人の場合は、申告所得税に係る所得金額となり、法人の場合は法人税に係る所得金額となります。

③納税証明書(その3、その3の2、その3

の3)

一般に未納の税額がないことの証明をするのが(その3)となります。申告所得税と消費税及び地方消費税を指定すると(その3の2)、法人税と消費税及び地方消費税を指定すると(その3の3)になります。

④納税証明書(その4)

滞納処分を受けたことがないことの証明をします。余り一般的ではないかも知れません。

2. 交付請求時の留意点

①交付手数料の支払い

従前は、納税証明書の交付手数料の支払いは収入印紙納付のみでしたが、現金でも支払うことができるようになりました。

②代理人が行う場合

交付請求書の他に委任状が必要となります。

3. 電子納税証明書

インターネットを利用して納税証明書の請求・取得を行う電子納税証明書が利用できます。但し、この証明書は、電子ファイルで提供するものですので留意ください。

ナマの税務相談室

Q 先生、夫と妻、親と子、祖父母と孫など親族でも特殊関係相互間での金銭貸借は絶対認めないといった当局の風潮があり、

妻に貸した。子に貸した。孫に貸したの一言で頭から贈与と…。

A 夫と妻、親と子、祖父母と孫といった間柄でも、その貸借に信憑性があり、返済期日があり、返済などの事実があれば一概に否認されません。この場合、例えば借用証がある。銀行取引事実がある。利子は貸した人の所得税の申告がある等の補正要件が必要なことはいうまでもありません。

Q 先生、そんなことを言われても、夫婦間、同居の親子、同居の祖父母と孫などの間柄では通常税務当局は取りあってくれないのが普通では。

A それは口頭で相談する、または、電話などで相談するといった場合だと思います。

親族間の 金銭貸借について

最初から貸借の事実を証する借用証、できれば公正証書を作成する。親の預金から子供に貸付けた事実を通帳で示し、子供も返済の事

実を預金上で立証する。利子は4%は無理でも2%位はつける、といった書類を持参して呼び出しの際など対応すれば、一応は認めて、継続調査、1、2年後また貸借返済などを確かめて処置をする筈です。

Q 先生、退職金の一部を地方に就職している長男に貸付け、返済は例えばローン返済と一緒に返済するといったケースで認められた例を知っています。

A そうそう、そういうケースは認められる余地があるでしょう。「動機」も親族間の貸借の重要な要素です。今のケースで、父の退職金の分配は妻も他の兄弟も関心があり、長男の返済は必須でしょう。ともあれ、借入が認められるには、根気と粘りです。

ナマの税務相談室